



# 通関士 Information

## 今年の改正点はここだ！

2007年改正情報号

今年の通関士試験は、昨年と同様、平成19年7月1日現在に施行されている法令をもとに出題されることとなりました。今号では、出題の可能性が高い法改正のうち、通関士試験を受験する上でとくに重要なものをまとめました。

なお、「改正点对策講座」では、平成18年7月1日以降平成19年7月1日までの改正部分のみならず、近年の重要な改正点についての解説はもちろんのこと、改正点からの出題予想問題も用意していますので、ご利用いただければ幸いです。

### 【関税法】

#### 輸入申告の時期

(関税法67条の2～)

- 外国貨物を保税地域等に入れることなく輸入申告をする場合、積荷目録提出の代わりに、積荷に関する事項が税関に報告され、又は積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとされた。

#### 積戻し申告を要しない貨物の例外

(関税法75条)

- 仮陸揚貨物のうち、外為法上の輸出の許可を要する貨物については、積戻し申告を要することとなった。

#### 包括事前審査制度の適用期間の変更

- 適用期間、延長期間が「平成20年12月31日」までになった。

#### 輸出してはならない貨物の種類の追加

(関税法69条の2～)

- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権を侵害する物品及び不正競争防止法に違反する行為を組成する物品について、輸出が禁止されることとなった。

これに伴って、それぞれの貨物について、関係機関に意見を聴く制度が新設された。

#### 輸入してはならない貨物の種類の追加

(関税法69条の11)

- 感染症法に規定する一種病原体及び二種病原体等について、輸入が禁止されることとなった。



## **特定輸出申告をするべき税関長の追加**

(関税法 67 条の 3～)

- 貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対しても、特定輸出申告をなしうようになった。

## **簡易申告制度に係る指定制度の廃止、特例輸入者承認要件の強化**

(関税法 7 条の 2～)

- 貨物の指定の制度が廃止された。また、特例輸入者承認の要件が強化された。

## **無申告加算税の税額、適用除外**

(関税法 12 条の 3)

- 無申告加算税についても、納付税額が 50 万円を超える場合、税率が加重されることとなった。また、期限後特例申告書が提出されたもののうち一定の要件を満たすものにつき、無申告加算税が課されないこととなった。

## **罰則の強化**

(関税法 108 条の 4～)

- 関税法上定められている罰則がより強化された。

# **【関税暫定措置法】**

## **特別特惠受益国を原産地とする貨物の税率、特惠関税の適用停止**

(暫定措置法 8 条の 2～)

- 特別特惠受益国を原産地とする貨物のうち、別表第 5 に掲げられる貨物以外の貨物について、無税とされるようになった。また、エスケープ・クローズ方式を適用する貨物については、期間についても指定することとされた。

# **【外為法】**

## **輸出貿易管理令**

- 漁ろう設備を有する船舶で 100 万円以下のものについても、輸出承認を要することとされた。また、イラン、イラク、北朝鮮を仕向地として輸出する一定の貨物について、輸出承認を要することとされた。

## **輸入貿易管理令**

- 北朝鮮を原産地とするすべての貨物及びイランを原産地とする一定の貨物について、輸入承認を要することとされた。